

【内閣府 回答】

平成 20 年 10 月 21 日

規制改革会議からの質問事項に対する回答

1. 質問事項

14. 「認定こども園の普及促進について」の以下の3方策について、それぞれの詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

3) 認定こども園の制度改革の検討

2. 回答

年度内に認定こども園に係る制度改革についての結論を得るために、内閣府特命担当大臣（少子化担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意の下に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の第1回会合を10月15日に開催したところ。

厚生労働省、文部科学省との意見交換に係る質問事項

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当方までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■認定こども園について

11. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ① b 速やかに実態調査を実施し、事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。【平成19年度調査実施、平成20年度から措置】

(答)

- 本年3月に行った認定こども園に関する実態調査では、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。
- 認定こども園の推進については、「教育基本振興計画」(平成20年7月1日閣議決定)において制度の普及啓発や運用改善を行うことを明記しているとともに、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)や本年7月末に取りまとめられた「5つの安心プラン」において、「こども交付金」の創設や認定こども園の制度改革に向けた検討を行うことが盛り込まれた。
- これらを受け、本年7月末には、文部科学省及び厚生労働省における両省局長級の検討会において、具体的な運用改善方策等を取りまとめるとともに、平成21年度概算要求において、認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな支援として、事業費や施設整備費等の補助金について文部科学省及び厚生労働省で共同して要求したところ。
- なお、本年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、本年度中に結論を得ることとしている。

12. 本年6月に実態調査の結果が公表された際、含まれていなかった以下の設問について、回答結果をご教示願いたい。

《※幼保連携型、保育所型の私立保育所のみ回答》

問5. 保育に欠ける子どもの保育料はどのような方法で設定していますか。

問5-2. 保育料の徴収はどのように実施していますか。

問5-3. 保育に欠ける子どもの入所申込みが定員を超えた場合は、選考基準をどのように設定していますか。

問5-4. 直接契約により、保育料の設定や入所児童の選考を保育所が行うこととなったことで、問題は生じたか。

《※幼保連携型の施設のみ回答》

問6. 満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する給食の外部搬入方式を導入していますか。

問6-2. 給食の外部搬入方式を実施していることで、給食の提供に関し不都合を感じたことはありますか。

問6-3. 給食の提供に関し不都合と感じたことは、どのような点ですか。

(答)

○ 別紙「認定こども園に係るアンケート調査の結果について【問5、問6】」参照。

13. 本年5月に設置された「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」は、7月末に総合的な支援方策として取りまとめられた「認定こども園の普及促進について」の公表をもって終了したと理解してよろしいか。継続される場合は、今後の予定をご教示願いたい。

(答)

○ ご指摘の検討会においては、本年7月末に認定こども園の普及促進策を取りまとめたところであり、今後、文部科学省及び厚生労働省において運用改善等に取り組みつつ、必要に応じ開催する予定である。

- なお、認定こども園の制度改革に関する検討については、本年10月に、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において検討を行うこととしている。

14. 「認定こども園の普及促進について」の以下の3方策について、それぞれの詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

1) こども交付金制度の創設等

(答)

平成21年度概算要求において、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援策である「認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業」として、文部科学省及び厚生労働省で約103億円を新たに計上している。

具体的には、幼保連携型への移行設置促進を図るため、

- ① 認定こども園に対する幼保の枠組みを超えた新たな施設整備費等の支援
- ② 幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能への事業費の助成
- ③ 幼保連携型認定こども園への移行促進を図るための設置促進費

といった財政支援を行うこととしている。

具体的な制度設計については、今後、予算編成の過程で検討を進めてまいりたい。

2) 運用改善等

(答)

運用改善等としては、(1)会計処理の改善、(2)制度の普及啓発等、(3)認定申請手続等の簡素化、(4)監査事務の簡素化、(5)その他について取り組むこととしている。これらの施策については、取り組めるものから速やかに取り組むこととしており、掲げられている施策のうち、認定こども園制度のQ&Aの改訂・充実及びHP掲載や、国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用(財産処分)手続きの簡素化等についてはすでに取り組んでいるところ。今後、「こども交付金の創設等」や「認定こども園の制度改革の検討」の状況等を踏まえつつ、文部科学省及び厚生労働省で連携して、着実に取り組んでまいりたい。

3) 認定こども園の制度改革の検討

(答)

年度内に認定こども園に係る制度改革についての結論を得るために、内閣府特命担当大臣（少子化担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意の下に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の第1回会合を10月15日に開催したところ。

15. 上記14. 3)に関連して、運用改善等では対応しきれない制度上の限界があると考えられるため、制度改革の検討にあたっては、中間とりまとめで示したような幼保一元化も視野に入れた抜本的な制度改革も含めた幅広い議論がなされるべきと考えるが、貴省の見解如何。

(答)

検討会においては、認定こども園制度の在り方も含め、幅広くご検討いただきたいと考えている。

以上

厚生労働省との意見交換に係る質問事項
(保育分野について)

現在、貴省との意見交換を行うべく調整を行っておりますが、その意見交換のため、以下のとおり質問をさせていただきますので、事前に当方までご回答下さいますようお願い申し上げます。

■認定こども園について

11. 3か年計画の下記項目について、現在の対応状況を説明されたい。

Ⅲ 11 イ ① b 速やかに実態調査を実施し、事務処理にとどまらず、改善のための方策を講ずる。【平成19年度調査実施、平成20年度から措置】

(答)

○ 本年3月に行った認定こども園に関する実態調査では、保護者の8割近く、施設の9割以上が認定こども園を評価するなど、制度への期待が大きい一方、施設や地方公共団体からは、省庁間や自治体間の連携充実、財政支援、会計処理・申請手続きの改善、制度の普及啓発などについて今後の改善課題として求める声が大きかった。

○ 認定こども園の推進については、「教育基本振興計画」(平成20年7月1日閣議決定)において制度の普及啓発や運用改善を行うことを明記しているとともに、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)や本年7月末に取りまとめられた「5つの安心プラン」において、「こども交付金」の創設や認定こども園の制度改革に向けた検討を行うことが盛り込まれた。

○ これらを受け、本年7月末には、文部科学省及び厚生労働省における両省局長級の検討会において、具体的な運用改善方策等を取りまとめるとともに、平成21年度概算要求において、認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな支援として、事業費や施設整備費等の補助金について文部科学省及び厚生労働省で共同して要求したところ。

○ なお、本年10月には、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により「認定こども園制度の在り方に関する検討会」を立ち上げたところであり、本年度中に結論を得るこ

ととしている。

12. 本年6月に実態調査の結果が公表された際、含まれていなかった以下の設問について、回答結果をご教示願いたい。

《※幼保連携型、保育所型の私立保育所のみ回答》

問5. 保育に欠ける子どもの保育料はどのような方法で設定していますか。

問5-2. 保育料の徴収はどのように実施していますか。

問5-3. 保育に欠ける子どもの入所申込みが定員を超えた場合は、選考基準をどのように設定していますか。

問5-4. 直接契約により、保育料の設定や入所児童の選考を保育所が行うこととなったことで、問題は生じましたか。

《※幼保連携型の施設のみ回答》

問6. 満3歳以上の保育に欠ける子どもに対する給食の外部搬入方式を導入していますか。

問6-2. 給食の外部搬入方式を実施していることで、給食の提供に関し不都合を感じたことはありますか。

問6-3. 給食の提供に関し不都合と感じたことは、どのような点ですか。

(答)

- 別紙「認定こども園に係るアンケート調査の結果について【問5、問6】」参照。

13. 本年5月に設置された「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」は、7月末に総合的な支援方策として取りまとめられた「認定こども園の普及促進について」の公表をもって終了したと理解してよろしいか。継続される場合は、今後の予定をご教示願いたい。

(答)

- ご指摘の検討会においては、本年7月末に認定こども園の普及促進策を取りまとめたところであり、今後、文部科学省及び厚生労働省において運用改善等に取り組みつつ、必要に応じ開催する予定である。
- なお、認定こども園の制度改革に関する検討については、本年10月に、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた

「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において検討を行うこととしている。

14. 「認定こども園の普及促進について」の以下の3方策について、それぞれの詳細な内容や実施状況及び今後のスケジュールをご教示願いたい。

1) こども交付金制度の創設等

(答)

平成21年度概算要求において、幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な支援策である「認定こども園幼保連携型移行・設置促進事業」として、文部科学省及び厚生労働省で約103億円を新たに計上している。

具体的には、幼保連携型への移行設置促進を図るため、

- ① 認定こども園に対する幼保の枠組みを超えた新たな施設整備費等の支援
- ② 幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能への事業費の助成
- ③ 幼保連携型認定こども園への移行促進を図るための設置促進費

といった財政支援を行うこととしている。

具体的な制度設計については、今後、予算編成の過程で検討を進めてまいりたい。

2) 運用改善等

(答)

運用改善等としては、(1)会計処理の改善、(2)制度の普及啓発等、(3)認定申請手続等の簡素化、(4)監査事務の簡素化、(5)その他について取り組むこととしている。これらの施策については、取り組めるものから速やかに取り組むこととしており、掲げられている施策のうち、認定こども園制度のQ&Aの改訂・充実及びHP掲載や、国庫補助により整備された施設の認定こども園への転用(財産処分)手続きの簡素化等についてはすでに取り組んでいるところ。今後、「こども交付金の創設等」や「認定こども園の制度改革の検討」の状況等を踏まえつつ、文部科学省及び厚生労働省で連携して、着実に取り組んでまいりたい。

3) 認定こども園の制度改革の検討

(答)

20年度内に認定こども園に係る制度改革についての結論を得るために、内閣府

命担当大臣（少子化担当）、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意の下に「認定こども園制度の在り方に関する検討会」の第1回会合を10月15日に開催したところ。

15. 上記14. 3)に関連して、運用改善等では対応しきれない制度上の限界があると考えられるため、制度改革の検討にあたっては、中間とりまとめで示したような幼保一元化も視野に入れた抜本的な制度改革も含めた幅広い議論がなされるべきと考えるが、貴省の見解如何。

(答)

検討会においては、認定こども園制度の在り方も含め、幅広くご検討いただきたいと考えている。

以上